

判決年月日	平成 2 4 年 1 月 2 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成 2 3 年（行ケ）10192号		

○環状パッキンが不燃性無機質繊維断熱材からなることが必須である引用例に、それ以外の材質については記載も示唆もされていない場合において、不燃性無機質繊維断熱材からなる環状パッキンに代えて、熱膨張性部材からなる環状パッキンを選択することの契機が十分とはいえないことに加えて、「耐火二層管継手用目地装置」に係る本件発明が、環状パッキンを熱膨張性部材とすることにより所定の効果を奏するものであって、この点が単なる設計的事項とも解されないとして、引用例記載の発明において、環状パッキンが不燃性無機質繊維断熱材からなるものに代えて、熱膨張性部材からなるものを採用することは、当業者であっても容易に想到し得る事項ということとはできないとされた事例

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

本件は、原告が、発明の名称を「耐火二層管継手用目地装置」とする被告らの特許に対する原告の特許無効審判の請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案である。

本件審決の理由は、要するに、本件発明は、引用例に記載された発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない、などとしたものである。

なお、本件発明と引用発明との相違点 1（耐火性を備えた環状の目地部材に関し、本件発明では「熱膨張性を備えた」ものであるのに対し、引用発明ではそのような特性を備えていない点）に係る容易想到性の判断の誤りが、主たる取消事由である。

本判決は、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

「引用発明において、環状パッキンを不燃性無機質繊維断熱材からなるものとすることが必須であり、環状パッキンの材質として、セラミック繊維、ロックウール繊維、ガラス繊維、シリカ繊維等の不燃性を有する無機質繊維断熱材が例示されるほか、これらの複数種類の無機質繊維断熱材を適宜混合して形成し得る旨の記載があるのみで、その他の材質については記載も示唆もされていない。

…このようなパッキンの性状に照らすと、引用発明は、従来技術の有する課題や効果との関係では、環状パッキンとして他の材質のものでも目的は達成し得ると解する余地が認められるものの、少なくとも、引用発明は、環状パッキンが不燃性無機質繊維断熱材からなるものとして完成しており、その他の材質について記載も示唆もない

から、引用例の記載から環状パッキンを不燃性無機質繊維断熱材以外のものとする
ことが当然に把握できるものではない。

確かに、火災対策として熱膨張性部材を採用すること、熱膨張性部材が火災時の熱
で膨張することで所定の箇所を密閉するといった機能を利用し、火災の伝播やガス漏
れの防止することは、…周知技術と認められる。

しかし、これらはいずれも、防火区画を配管が貫通する部位や管継手のシール部位
に熱膨張性部材を利用することにとどまり、目地部材として熱膨張性部材を利用する
ことまでが導かれるものではなく、目地部材として熱膨張性部材を利用することが本
願出願前に知られていたとすることはできない。火災対策用の素材として熱膨張性部
材が周知であるとしても、目地部材として必然的に選択するとまではいえない。

そして、…当該目地部材として他のものが知られていることも踏まえると、引用発
明において不燃性無機質繊維断熱材からなる環状パッキンに代えて、熱膨張性部材か
らなる環状パッキンを選択することの契機は十分とはいえない。

加えて、本件発明は、相違点1の構成を備えることにより、耐火二層管直管と連結
したとき、両者間の隙間が塞がれ、耐火二層管直管の内管の膨張や収縮を吸収するこ
とができ、火災時には発泡してその隙間を確実に塞ぐことができる…といった所定の
効果を奏するものであって、この点が単なる設計的事項とも解されない。

そうすると、引用発明において、環状パッキンとして無機質繊維断熱材からなるも
のに代えて、熱膨張性部材からなるものを採用することは、当業者であっても容易に
想到し得る事項ということとはできない。」